吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面）

令和6年10月22日

ＵＢＥ株式会社

令和6年10月22日

吸収合併に係る事前開示書面

山口県宇部市大字小串1978番地の96
ＵＢＥ株式会社
代表取締役社長　泉原　雅人

当社は、令和5年12月21日付で株式会社エーピーアイコーポレーション（以下「APIC」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」といいます。）に基づき、令和6年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、APICを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

2．合併対価の相当性に関する事項
当社は、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3．新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はございません。

4．吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項
（1）　最終事業年度に係る計算書類等
最終事業年度のAPICの計算書類等は、別紙2のとおりです。

（2）　最終事業年度の末日後の臨時計算書類等
該当事項はございません。

（3）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

5．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

6．吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収合併後における当社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約書（写し）

収入印紙
(40千円)

合　併　契　約　書

ＵＢＥ株式会社(以下「甲」という)と株式会社エーピーアイコーポレーション（以下「乙」という)とは両社の合併(以下「本件合併」という)に関し次の通り契約を締結する。

(合併の方法)

第１条　甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併する。

(当事者の商号及び住所)

第２条　合併当事会社の商号及び住所は以下の通りである。

吸収合併存続会社：(商号) ＵＢＥ株式会社
(住所) 山口県宇部市大字小串１９７８番地の９６

吸収合併消滅会社：(商号) 株式会社エーピーアイコーポレーション
(住所) 福岡県築上郡吉富町大字小祝９５５番地

(効力発生日)

第３条　本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は令和６年１２月１日とする。但し、合併手続上必要があるときは、甲及び乙は協議のうえこれを変更することができる。

(合併に際して交付する株式)

第４条　甲は、乙の全株式を所有するので、本件合併に際し対価の交付は行わない。

(会社財産等の管理)

第５条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至る迄、善良なる管理者の注意を以てそれぞれの業務を執行し且つ会社財産を管理するものとし、本件合併に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議のうえ、相手方の書面による事前承諾を得なければならない。

(会社財産の引継)

第６条　甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

（従業員の取扱い）

第７条　甲は、効力発生日の前日において乙に在籍する全従業員（同日付で乙を退職する者を除く。）を効力発生日に甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数の通算方法その他の従業員の処遇については甲乙協議して定める。

（確認事項）

第８条　甲及び乙は、本件合併に関して次のとおり確認する。

（１）本件合併は、会社法第７９６条第２項の適用により、甲の株主総会の承認を要さない。但し、議決権を有する株主の議決権の９分の１を超える株主から本件合併をやめることの請求があった場合には、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本件合併に必要な決議を求めることとする。

（２）本件合併は、会社法第７８４条第１項の適用により、乙の株主総会の承認を要さない。

（合併条件の変更又は本契約の解除）

第９条　本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、本件合併を著しく阻害する事情が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更又は本契約を解除することができる。

（協議決定）

第１０条　本契約に定めるもののほか、本件合併に関して必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

令和５年１２月２１日

山口県宇部市大字小串１９７８番地の９６

甲　ＵＢＥ株式会社

代表取締役　泉原　雅人



福岡県築上郡吉富町大字小祝９５５番地

乙　株式会社エーピーアイコーポレーション

代表取締役　喜多代　秀樹



別紙２　吸収合併消滅会社の計算書類等

別紙２－１（１）

2024年３月期　事業報告

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

１．会社の状況に関する重要な事項

（１）事業の経過及びその成果

2024年３月期は、当社生産拠点が「吉富事業所」のみとなり、加えて原燃料価格の高騰、従業員退職に伴う製造要員不足による自社原薬（局方品）減産という厳しい経営環境の中、営業利益3.4億円を基本予算とし、必達を目指して事業活動を推進してまいりました。

既存品の増産・増販、新製品の立上げも一部製造トラブルはあったものの影響を最小限にとどめて確実に進捗し、原燃料価格高騰の売価転嫁を粘り強い交渉により実現、経費削減努力の継続も併せて、結果的に基本予算（3.4億円）を大きく上回る営業利益 7.6億円 を達成いたしました。

（２）設備投資の状況

主な投資内容としては、新製品設備導入、研究開発設備整備、インフラ整備、生産確保（維持保全）に加え、Ｈ３プラントの買い取り及びＵＢＥグループシステム移行に関する投資となっております。

（３）対処すべき課題

2024年度は、2024年12月１日のＵＢＥとの合併に向けた重要な年でありますが、事業においては三菱ケミカル株式会社からの製造受託事業終了に伴うサンクコストの発生、中国企業への生産委託の遅れに伴う製品安価化の遅れ等によるマイナスに加え、ＵＢＥ合併に伴う費用発生も見込まれ大変に厳しい経営環境となります。

しかしながら、営業と生産の一体努力及び緊急回避的な経費削減により、営業利益2.2億円の基本予算必達に向けて、以下の取り組みを行ってまいります。

・既存品の増産増販、既獲得新製品の確実な生産
・対売上営業利益率（ＲＯＳ）改善に向けた売価upと収益改善への取り組み継続
・緊急回避的な経費削減
・成長戦略として、ＵＢＥとの合併諸作業の完遂、ＵＢＥ協業テーマの推進、フロー合成技術の実用化推進、次期中期経営計画の策定
・人材育成、品質トラブルの撲滅による現場力の強化

以上の諸施策の確実な実行とコンプライアンス遵守を推進し、全社一丸となって収益確保と更なる成長を目指し、取り組んでまいります

（４）主要な事業拠点　（2024年３月31日現在）

東京オフィス	東京都
本店・生産拠点	吉富事業所（福岡県）

（５）従業員の状況　（2024年３月31日現在）

従業員数	対前期末増減
408　名	（増）　　7　名

（注）従業員には他社からの出向受入者を含んでおり、他社への出向者を含んでおりません。

（６）重要な親会社及び子会社等の状況（2024年３月31日現在）

イ．親会社との関係

当社の親会社はＵＢＥ株式会社（以下「ＵＢＥ」という。）であり、同社は当社の株式を5,488株（出資比率100%）保有しております。

ロ．重要な子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
MAPIC Europe NV	100%	医薬品・化成品の輸入販売

また、当社は、同社と経営等に関する業務受委託の取引をしておりますが、当該取引にあたっては、市場取引と比較して取引条件が不合理で

ないこと等を確認し、公正かつ適正に実施しておりますので、取締役会は、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

（７）会社役員に関する事項　（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役	喜多代 秀樹	取締役社長
取締役	竪元　博己	常務執行役員　事業本部長
取締役	平賀　彰一	執行役員　技術センター長
取締役	恩塚　克孝	執行役員
取締役	舩山　陽一	UBE 常務執行役員 医薬事業部長
監査役	渋谷　恵史	
監査役	住吉　浩二	UBE 経理・財務部

２．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

８，８４３，５８０円

３．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

当社は2006年５月22日開催の取締役会において、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制整備」の基本方針を定める決議をいたしました。また2023年２月28日開催の取締役会において、一部改訂について決議いたしました。同基本方針の内容は、以下の通りであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 当社の属するUBEグループの「私達の行動指針」を、当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
・ 取締役は、取締役会規程その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
・ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
・ グループ・コンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括執行役員を置いて、その適切な運用・管理にあたる。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を統括する責任者を社長とし、別途制定するリスク管理に関する規程に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 中期経営計画に沿って、事業部門ごとに策定した事業計画に基づき事業を推進するものとし、年度予算等の具体的な経営目標は、取締役会においてこれを定め、その達成を図る。
・ 執行役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を進めるとともに、取締役会をはじめとする各審議決定機関及び各職位の権限並びに各部門の所管事項を社内規則に定め、当社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループの情報セキュリティーポリシー、情報セキュリティ規程その他の関連規則に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規則その他の関連規則に基づき、当社グループの経営管理（経営目標の管理、重要事項に関する報告・承認、グループ内部監査等）を行うとともに、コンプライアンス、リスク管理をはじめとするUBEのグループ内部統制方針・システムを当社グループとして共有することを通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び従業員は、監査役監査基準等に従い、当社グループにおける経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む）を監査役に報告する。
・監査役に報告した当社グループの取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをしない旨を定める。
・監査役の要請に基づき、監査役付を置き、監査役の指示のもと監査の補助にあたらせるものとし、監査役付の人事（異動、評価等）については、監査役の承認を得る。
・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査役と内部監査部門との間の連携、情報交換等を行う。
・監査役または監査役付が支出した費用のうち、監査に要するとみなすのが相当な費用については、会社が負担する。

（２）運用状況

基本方針の運用状況は、以下の通りであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ＵＢＥグループの「私達の行動指針」を基本規程とし、コンプライアンス推進規程を整備している。また、本規程に則り、コンプライアンス推進委員会が開催されている（2023年5月）。
・取締役会を10回開催し、経営上の重要事項について適時・適切に意思決定がなされるとともに、経営に係わる重要事項について報告がなされている。また、監査役は全ての取締役会に出席し、取締役の職務執行について監査を行っている。
・財務報告の信頼性を確保するために経理規程および関連規則を整備し

ている。財務報告プロセスの評価については、会計監査法人の確認を受けている。

・コンプライアンス推進規程に則り、CCO をトップとした推進体制を構築している。コンプライアンス推進責任者会議を 4 回開催し、各部門の推進責任者・担当者で各部門に沿った教育等のコンプライアンス活動を実施、各モニタリングの実施、研修（ＵＢＥグループの e-ラーニング、新入社員を対象としたコンプライアンス研修）を実施している。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規則が制定されている。2023 年度はリスクマネジメント委員会を１回開催している。リスク洗い出し・見直し活動を各組織で前年度から引き続き実施している。なお、損害保険付保は 2023 年 9 月 19 日開催の経営会議に付議され決定した。ＵＢＥグループとして指定されている重要リスクについて、ＵＢＥグループリスク管理システムへ登録を行っている。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・年度予算は、経営会議で検討され、取締役会に付議され決定している。また、経営会議にて年度予算の進捗を報告させ、経営目標の管理に当たっている。

・職務権限規程等に則り、明確化された権限に従い効率的な意思決定がはかれるようにしている。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループウェアのファイリング機能である SharePoint で、取締役、監査役などに閲覧権限を限定した上で、取締役会議事録、経営会議議事録を保存している。また、稟議書は原本ないし写しを管理部総務人事Ｇで保管し、決裁記録の閲覧を監査役が求めるときには貸し出しをおこなっている。

なお、取締役会議事録の原本は当社本店所在地の吉富事業所に施錠管理できる状態で保管している。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社の内部統制方針を共有し、自社の業務の適正化を推進している。また、重要な事項は親会社へ報告することとしている。MAPIC Europe 社についても、当社グループを構成する一部としてリスク洗出し見直しを実施している。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、監査役監査基準等に則って、取締役会に加え、経営会議、コ

ンプライアンス推進委員会、リスクマネジメント委員会、その他経営上の重要な会議に出席し、取締役の執行状況を確認している。また、取締役は監査役へ職務執行報告書を提出し、重要事項を報告している。

・コンプライアンス推進規程に、コンプライアンスに関する相談・報告を行った事実をもって不利益な取り扱いをしないことを定めている。
・監査役が補助を必要とする場合は、管理部総務人事Ｇが対応することとしている。
・監査役は、社長をはじめとする取締役、執行役員、その他執行部門との会合を実施している。また、監査役は、内部監査部門との情報交換も行っている。
・監査に必要な費用は会社が負担している。

以上

別紙２－１（１）

2024年3月期　計算書類

［ 自:2023年 4月　1日
　 至:2024年 3月31日 ］

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 エーピーアイ コーポレーション

別紙２－１（１）

貸借対照表

2024年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部	21,595	負債の部	16,478
[流動資産]	[15,696]	[流動負債]	[14,129]
現金及び預金	4	買掛金	3,792
電子記録債権	22	短期借入金	7,840
売掛金	6,276	未払金	775
製品・商品	2,108	未払費用	34
半製品・仕掛品	3,719	未払法人税等	3
原材料・貯蔵品	3,037	賞与引当金	405
未収入金	166	前受金	1,035
未収消費税等	77	その他流動負債	242
その他の流動資産	283		
		[固定負債]	[2,349]
[固定資産]	[5,898]	退職給付引当金	2,305
(有形固定資産)	(4,703)	役員退職慰労引当金	44
建物	1,464		
構築物	126		
機械装置	2,483		
車両運搬具	14	純資産の部	5,117
工具器具備品	394		
建設仮勘定	219	[株主資本]	[5,117]
		(資本金)	(4,000)
(無形固定資産)	(70)		
ソフトウェア	69		
その他の無形固定資産	1	(利益剰余金)	(1,117)
		利益準備金	334
(投資その他の資産)	(1,124)	その他利益剰余金	783
関係会社株式	70	繰越利益剰余金	783
繰延税金資産	983		
その他の投資	70		
資産合計	21,595	負債及び純資産合計	21,595

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

別紙２－１（１）

損益計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		18,288
売上原価		15,359
売上総利益		2,928
販売費及び一般管理費		2,164
営業利益		764
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	226	
その他	41	268
営業外費用		
支払利息	32	
固定資産廃棄損	68	
その他	56	157
経常利益		875
特別利益		
固定資産売却益	99	99
特別損失		
減損損失	15	15
税引前当期純利益		960
法人税、住民税及び事業税	28	
法人税等調整額	148	177
当期純利益		782

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

別紙２－１（１）

株主資本等変動計算書

［自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日］

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,000	192	1,555	1,748	5,748	5,748
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 1,413	△ 1,413	△ 1,413	△ 1,413
利益準備金積立		141	△ 141	－	－	－
当期純利益	－	－	782	782	782	782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当事業年度中の変動額合計	－	141	△ 771	△ 630	△ 630	△ 630
当期末残高	4,000	334	783	1,117	5,117	5,117

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

別紙２－１（１）

個別注記表

1、重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3)引当金の計上基準

① 賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。

② 退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金・・・・・・役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号　2020 年3月 31 日)及び収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号　2021 年3月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

別紙２－１（１）

2、会計上の見積りの変更

耐用年数の変更

当事業年度において、本社オフィスの一部の賃貸借契約の解約を決定したため、賃貸借契約の解約後利用見込みのない有形固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ 12 百万円減少しております。

3、貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額		19,321 百万円
減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。		
(2)関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	495 百万円
	短期金銭債務	7,898 百万円

4、損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	984 百万円
仕入高	88 百万円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	226 百万円
その他	69 百万円

(2)特別損益に関する注記

①固定資産売却益

黒崎工場の建屋等を三菱ケミカル㈱へ売却したことに伴い、固定資産売却益 99 百万円を計上しております。

②減損損失

三菱ケミカル㈱とのファインケミカル製品に係る製造委受託契約が 2023 年度末を以て終了したことに伴い、関連する製造設備について 15 百万円の減損損失を計上しております。

別紙２－１（１）

５、株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類および株式数

普通株式　5,488 株

(2) 当期に行った配当金支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当りの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,413百万円	257,470円84銭	2023年 3月31日	2023年 6月16日

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024 年6月 18 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項の決議を次のとおり予定しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当りの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	645百万円	117,529円15銭	2024年 3月31日	2024年 6月18日

別紙２－１（１）

6、税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	148 百万円
棚卸資産評価損	33 百万円
賞与引当金	121 百万円
退職給付引当金	687 百万円
税務上の繰越欠損金	68 百万円
その他	61 百万円
繰延税金資産　小計	1,120 百万円
評価性引当額	△ 80 百万円
繰延税金資産　合計	1,039 百万円
繰延税金負債	
差額負債調整勘定	56 百万円
繰延税金負債合計	56 百万円
繰延税金資産の純額	983 百万円

7、リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、測定機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

8、金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については UBE グループからの借入により調達しております。なお、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、TMS(トレジャリー・マネジメント・サービス)を導入し、貸付、借入を行っております。

電子記録債権、売掛金および未収入金に係わる顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。買掛金および未払金は、1 年以内の支払期日です。また、借入金の使途は主として短期の運転資金であります。

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

関係会社株式（貸借対照表計上額 70 百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができない為、時価開示の対象としておりません。

9、関連当事者との取引に関する注記

1、子会社

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	MAPIC EUROPE N.V	所有 直接 99.9%	医薬原体中間体の販売	医薬原体中間体の販売（注1）	984	売掛金	234

2、親会社

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	UBE(株)	なし	資金の借入	運転資金および設備資金の借入（注2）	390	短期借入金	7,840
				利息の支払	30	－	－
			資金の貸付	余剰資金の預入（注2）	137	その他の流動資産	250
				利息の受取	0	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）議決権の所有割合欄の（）内は間接所有割合で内数であります。

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢や見積り等を考慮し、価格交渉の上で決定しております。

（注2）資金の借入等の金融取引に関する取引条件は、相手先が金融市場における条件を基準に提示し、交渉の上決定しております。

10、1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　932,469 円 35 銭

（2）1株当たり当期純利益　142,552 円 14 銭

別紙２－１（１）

11、収益認識に関する注記

収益及び費用の計上基準

当社はスペシャリティケミカル分野において医薬原薬・中間体等の製造を行っており国内外の顧客に販売しております。製品販売については、製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転する為、その時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きを控除した金額で測定しております。収益は重大な戻入が発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね１年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

別紙２－２（２）

2024年3月期　計算書類に係る附属明細書

［ 自:2023年 4月　1日
　 至:2024年 3月31日 ］

株式会社 エーピーアイ コーポレーション

別紙２－２（２）

1、固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有形固定資産	建物	1,173	428	0	137	1,464	3,408	4,873
	構築物	91	49	1	12	126	399	526
	機械装置	1,329	1,601	1	445 (15)	2,483	14,300	16,783
	車両運搬具	3	15	0	4	14	100	115
	工具器具備品	258	241	0	105	394	1,111	1,506
	建設仮勘定	525	2,030	2,336	－	219	－	219
	計	3,380	4,367	2,339	704	4,703	19,321	24,024
無形固定資産	ソフトウェア	92	30	0	53	69	125	195
	ソフトウェア仮勘定	0	30	30	－	－	－	－
	その他の無形固定資産	0	0	－	0	1	0	1
	計	93	62	31	53	70	126	196

（注）1．減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。
2．「当期償却額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3．当期増加額の内、主なものは次のとおりであります。
（建物）　124百万円　（治験薬設備増強工事他）
（機械装置）　278百万円　（製品導入工事他）
〃　268百万円　（K7工場基盤整備工事他）
〃　215百万円　（K7工場製品導入工事他）
〃　120百万円　（製品生産増強工事他）
〃　111百万円　（冷凍設備更新工事他）
〃　95百万円　（治験薬設備増強工事他）

別紙２－２（２）

2、引当金の明細

（単位:百万円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	398	405	398	405
退職給付引当金	2,219	294	118	2,305
役員退職慰労引当金	35	9	0	44

3、販売費および一般管理費の明細

（単位:百万円）

科　目	金　額
発送費及び保管費	257
販売手数料	17
市場開発・広告宣伝費	16
役員報酬	87
給与及び諸手当	649
賞与引当金繰入額	72
退職給付費用	46
役員退職慰労引当金繰入額	9
旅費交通費	49
業務委託費	209
交際費	3
減価償却費	56
賃借料	145
租税公課	101
特許関係費用	48
研究開発費	302
その他	91
合　計	2,164

無償供与に該当する取引は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

株式会社エーピーアイ コーポレーション

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　甲斐靖裕

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エーピーアイ コーポレーションの２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの２０２４年３月期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの２０２４年３月期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報交換を図るほか、監査方針に従い取締役、内部監査部門、その他の従業員、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第 362 条第４項第６号並びに会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021 年 11 月 16 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年　５月　２９日

株式会社エーピーアイコーポレーション

監査役　渋谷　恵史　(印)

監査役　住吉　浩二　(印)